

# 自賠償制度の対外的広報について

---

令和4年1月17日

## 1. 検討会で頂戴したご意見

- ・ 自動車事故被害者が自らの身を晒してでも、事故被害者の置かれた現状を当事者以外にも知ってもらいたい。
- ・ NASVAにおける取組みをはじめ、誰がどのような形で受けられているのか等を広報として行うべき。
- ・ 制度の改正について、国民に誤解されないように、丁寧な説明を行い、広報活動を行うべき。

## 2. 具体的な取り組みについて

### 1 国土交通省において行うもの

- ・ 「自賠責加入促進キャンペーン」等の機会を捉えた被害者支援・事故防止対策の周知
- ・ メディア向けの取材機会(療護センター・自動車アセスメント)の提供
- ・ 政府広報やネット媒体を活用した被害者支援・事故防止対策の周知

### 2 NASVAにおいて行うもの

- ・ SNSによる発信の一層の強化 (次期中期計画にも掲載)
- ・ 関係団体との連携の一層の強化 (自動車アセスメント映像を免許教習映像に提供開始、同種の試みを更に強化)

### 3 関係機関・皆様の御協力を得て行うもの

- ・ JAF など関係団体の皆様の媒体で事故被害者に関する記事掲載についてご協力いただく。
- ・ 「犯罪被害者週間」など被害者団体の皆様が報道に取り上げられる機会、自賠責の被害者支援事業を扱っていただく。